

陳 述 書

2026年4月16日

東京地方裁判所民事第43部合C1係 御中

氏名 大内彩加



第1 はじめに

私は、福島県飯館村出身の俳優です。2014年に専門学校東京ビジュアルアーツ声優・俳優学科を卒業した後、2018年に谷賢一氏（以下「谷氏」といいます。）が主宰者を務める劇団 DULL-COLORED POP（以下「本件劇団」といいます。）に加わり、2022年まで所属していました。

私は、2022年11月、谷氏に対して、谷氏から受けた性被害（セクハラ被害とレイプ被害があります。以下「本件性被害」と総称します。）を理由に損害賠償を求める訴訟（以下「別件訴訟」といいます。）を提起し、2024年11月に裁判上の和解が成立しました。

本書では、別件訴訟の経緯、別件訴訟における私の主張の訂正の理由、そして、谷氏が[REDACTED]や株式会社集英社に対して提起した本件訴訟について、私の考えを述べさせていただきます。

第2 別件訴訟の経緯

1 別件訴訟の提起と告発

私は、2018年6月に本件劇団のオーディションに合格し、「福島三部作」に出演することとなりました。「福島三部作」というのは、福島県と原発の歴史を3部構成で描いた作品であり、岸田國士戯曲賞や鶴屋南北戯曲賞も受賞して

います。「福島三部作」は、飯館村出身の俳優である私にとって、どうしても出演したい作品でした。また、谷氏は、当時、福島県浜通りで演劇祭を開催するため動いていました。私は、地元で行われる演劇祭に関わりたいとも強く思っており、「福島三部作」のオーディションに合格したことは、大きな喜びでした。

しかし、2018年7月26日の公演終了後に谷氏からレイプ被害を受け、さらに、私に交際相手がいることを谷氏が認識する2021年3月までの間、谷氏から、胸や尻を触られる等のセクハラ被害を受けました（乙37・1～2頁）。

また、私は小さい頃から母親に育てられましたが、谷氏は私に対して「片親の女はちょろい」など述べたり、女性俳優と性的関係を持つのが容易であるなどと述べたりすることがありました。私は、私のみならず、いずれかの親がいない家庭で育った人間や女性自体を軽んじるような谷氏の発言を腹立たしく感じておりました。また、私は、谷氏からしばしば露骨な性的なLINEを送付されることもあり（乙8-2）、レイプ被害に遭った当日には、谷氏から毎朝私を「おかず」にして自慰行為をしている旨を直接聞かされました（乙8-3）。これらはいずれも谷氏が私や女性俳優を軽んじてした発言でした。

私は、レイプ被害については、警察に相談することを何度も考えました。しかし、谷氏は、当時、演劇界では著名な劇作家、演出家であったばかりか、劇団の主宰者として、公演のキャスティング、演出、演技指導を仕切っておりました。もし、私がレイプ被害を訴えて谷氏との間でトラブルが生じることになれば、私自身が「福島三部作」に出演できなくなるだけでなく、公演中止等の大きな影響が生じて仲間の劇団員その他多数の関係者に大変な迷惑をかけることになりかねませんので、結局、警察への相談はできませんでした。私の俳優活動を誰よりも応援し、「福島三部作」のオーディションに受かったことも喜んでくれた母にも、大きなショックを与えてしまうと思ったことも警察への相談ができなかった理由の一つです。「福島三部作」への出演は、福島出身

である私にとって、被災地の物語を体現する使命感を伴う「いきがい」というべきものであり、それが叶わなくなる選択肢を採ることは実質的に困難であり、結果として、被害の痛みを抱えながらも沈黙せざるを得なかったのです（乙 37・5～7 頁）。

ところが、2022 年 5 月、谷氏は、本件劇団内の LINE にてハラスメント対策を行うことを提案し、それを受けて開催された会議において、「自分はハラスメントをしたことはない」と断言しました。私は、自身の受けた被害を完全に否定して無かったこととする谷氏の発言に多大なショックを受け、心身に不調を来すに至りました。また、この発言をきっかけに、私は、谷氏の性加害を看過すれば新たな被害が生まれかねないという危機感を強く抱くようになりました（乙 37・9～11 頁）。

そこで、私は、同年 6 月、性被害者支援団体（レイプクライシスセンター TSUBOMI）に相談し、専門家の助けを求めました（乙 38）。

その後、私は、本件性被害を告発すべきか否かについて葛藤を続けていましたが、このまま誰も谷氏の性加害について声をあげないことで新たな性加害の被害者が生まれることを何としても防がなければならないと考え、2022 年 11 月 24 日付け訴状をもって、谷氏に対し、本件性被害を理由に 550 万円の損害賠償を求める民事訴訟（別件訴訟）を提起しました（乙 7）。

また、2022 年 12 月 15 日、私は、谷氏から本件性被害を受けたとして別件訴訟を提起したことを記載した記事を note で公開しました（甲 4）。同記事においてセクハラ被害については、「日常的に胸やお尻を触る」等の具体的な行為を記載しておりますし、「もっと深刻な、辛すぎる性加害もありました」との記載はレイプ被害を意味するものです。

その後、私は、上記 note 記事の概要が記載された画像とともに同 note の URL を記載したポストを X に投稿しました。同投稿は 8000 回以上リポストされ、1.6 万件以上「いいね」をされるなど、多数の者に閲覧されました。

2 別件訴訟の経過

谷氏は、別件訴訟の裁判所が、①レイプ被害について、私がタイムラインの記録を踏まえて主張を一部訂正したことを理由に当初の主張が「致命的な虚偽」であったと判断し、また、②セクハラ被害について、私の迎合的な態度を示す証拠が提出されたことにより私のストーリーが「根底から崩壊」したと判断し、それらの結果、③「大内氏の証言が信用できない」と判断したため「別件訴訟の帰趨は早々に決した」、つまり「別件訴訟の心証は固まっていた」のであり、④そのことを前提に「大内氏を嘘つきとして最後まで追い込まないように」各当事者が「配慮して和解で解決した」と述べているようですが、いずれも事実と全く異なります。

まず、レイプ被害に係る主張の一部訂正について、別件訴訟の裁判所からも当該訂正により私の証言が信用できないといった発言は一度もなされていません。谷氏は、別件訴訟において（他に有効な反論ができないため）当該訂正について鬼の首を取ったかの如く喧伝していましたが、裁判所は意に介していませんでした。

また、別件訴訟の裁定和解においてレイプ被害の立証に「隘路がある」と記載されたのは（乙45・3頁）、密室での性被害であることから直接証拠がない（物証たるコンドームは既に廃棄済みであった）ことを意味しているのであり、上記訂正により私の証言の信用性が失われたことを意味するものではありません。なお、別件訴訟はレイプ被害から3年以上が経過した後で提起されているため、レイプ被害との関係では不法行為に基づく損害賠償請求権は既に時効が成立している可能性が極めて高いものでした。それゆえにレイプ被害については不法行為責任を認めることが難しいと判断され、裁判所が和解での決着を進めたものと理解しています。

次に、セクハラ被害について、別件訴訟の争点は、谷氏の胸やお尻を触るといった行為に対して私の（法的に有効な）同意があったか否かでした。この点、

別件訴訟の裁判所は谷氏に対し、大要「日常的に人前で胸を触ることが合意されていたなんてあり得ないでしょう」と述べるなど、谷氏の行為について呆れている態度を隠していませんでした。裁定和解においても、和解条項3項により私に守秘義務が課されている部分を見れば明らかなおろ、セクハラ被害についての不法行為責任が実質的に認められています。

以上の次第で、裁判所は「大内氏の証言が信用できない」などと判断しておらず、少なくとも私に不利な形で「別件訴訟の帰趨は早々に決した」ことも「別件訴訟の心証は固まっていた」こともありません。そのため、別件訴訟の和解が「大内氏を嘘つきとして最後まで追い込まない」ために行われたといった事実もありません。谷氏は、別件訴訟が自身に有利に推移したと印象付けようとしているようですが、実際は逆でした。

3 別件訴訟後の公表について

谷氏は、私が別件訴訟の和解成立後に「谷氏からレイプされた」旨を発信していないことから、別件訴訟の経過が谷氏の主張のとおりであることが裏付けられるとも主張しているようですが、そのようなこともありません。

私は、直接証拠がない本件においてはレイプ被害の立証に「隘路がある」と裁判所から言われており、また、そのこと（立証が困難であること）を奇貨として、谷氏が、レイプ被害について発信すれば名誉毀損訴訟を提起すると述べていたので、レイプ被害の存在は事実と相違なかったものの、保守的に、別件訴訟の和解後はレイプ被害があった旨を発信することを控えているに過ぎません。私の公表文（乙 23）において、別件訴訟の裁判所の判断についてレイプ被害が「なかったと認定」したわけではない旨を記載しているのも、この趣旨です。

いずれにせよ、私に不利な形で「別件訴訟の帰趨は早々に決した」ことや「別件訴訟の心証は固まっていた」ことなどなく、谷氏の主張は全くもって事実

反しています。

第3 別件訴訟における主張の訂正の理由

1 はじめに

私は、別件訴訟を提起した時点では Google Map にタイムラインなる機能があることを知らなかったため、私自身の記憶を頼りに事実関係を整理していました。その後、谷氏の主張により当該機能の存在を知ったため、自身のタイムラインを確認し、それに基づき事実関係を一部訂正しました。

2 レイプ被害に関する記憶とその訂正について

(1) 当初の記憶の骨子

2018年7月26日から27日にかけての出来事（レイプ被害）について、別件訴訟を提起した2022年11月当時の私の記憶の骨子は、大要、以下のとおりでした。

- ① 駒場東大前駅付近で他の劇団員とともに谷氏と飲酒をした。
- ② 他の劇団員が終電を気にしつつ電車で先に帰宅した。
- ③ 私も帰ろうとしたが谷氏に引き留められ、その結果、谷氏と二人きりとなった。
- ④ 私と二人きりとなった谷氏の言動が性的になり、ついには私の胸を揉むに至り、自宅に行きたいと言い出し、それを拒む私との間で押し問答になった。
- ⑤ 谷氏は聞く耳を持たず、結局、私の自宅へ来た。
- ⑥ 谷氏がベッドの上で抱きついてきて、私の抵抗むなしく意に沿わない性交をされた。
- ⑦ シャワーを浴びた後、谷氏が入ってこないことを確認し、スマホを握り

しめながら「助けてくれ」と思った。

上記の各記憶を前提に客観証拠である LINE の内容と時刻を確認しながら事実関係を整理したのが、別件訴訟における当初の主張でした。

その後、私は、タイムラインの記録を踏まえ、当初の主張から、駒場東大前駅付近の滞在時間と午前 3 時 11 分に■■■■へ LINE (乙 8-3) を送信した際の状況を訂正しました。以下、各訂正の理由について説明します。

(2) 駒場東大前駅付近の滞在時間の訂正

私は、当初、上記(1)②の他の劇団員が終電を気にして帰った時刻を深夜 0 時頃と推測した上で、同④の胸を揉まれつつ押し問答をしていた時間を体感に基づき約 30 分と見積もり、駒場東大前駅付近に深夜 0 時 30 分頃まで滞在したと主張していました。

しかし、別件訴訟の途中で、タイムラインの記録により、駒場東大前駅付近には深夜 2 時 40 分頃まで滞在していたことが判明しました(乙 51、52)。そこで、私はそれを踏まえて滞在時間の主張を訂正しました。

実際には、谷氏は私と二人きりになった後、急に胸を揉みだしたのではなく(急に押し問答が始まったのではなく)、(a)他の劇団員もいた頃と同様の何気ない会話(当日の演技についてのやりとり等)がまずあり、その後に徐々に性的な言動が増え、ついには、(b)私の胸を揉むなどの直接的な行動をとるに至りました(家に行く・行かないの押し問答が始まりました)。

しかし、当初の私は上記(a)の記憶が脱落していました。それゆえ、他の劇団員が帰宅してからの駒場東大前駅付近の滞在時間を上記(b)の体感時間である約 30 分のみだと推定してしまったのだと思います。なお、上記(b)の実際の時間が、私の体感時間よりも長かった可能性もあります。

(3) 午前3時11分に■■■■へLINEを送信した状況の訂正

私は、■■■■に対して、2018年7月27日午前3時11分に「谷さん連れて帰ってほしかったと今切に思っているよ」というLINEを送信しています(乙8-3)。

私は、当初、上述のとおり、駒場東大前駅付近を離れたのが深夜0時30分と勘違いしており、そうすると自宅に到着するのが深夜1時過ぎとなります。そうであれば、そこから2時間近く後に送信された上記LINEは、レイプ被害の後に送信されたこととなります。そのことを前提に、私は、上記(1)⑦のスマホを握りしめていたとき(この記憶は鮮明にあります)に送信したものであろうと推測し、そのように主張をしました。

しかし、上述のとおり、タイムラインの記録により、実際には、駒場東大前駅付近を離れたのは午前2時40分頃であり、上記LINEは谷氏が私の自宅を訪れたすぐ後、つまり、レイプ被害の前に送信されたものであることが判明しました。そこで、私は上記LINEを送信したタイミングについて主張を訂正しました。

要するに、上記LINEを確認して当時の記憶を喚起する際に、私は、上記LINEがレイプ被害後に送信されたものであると勘違いしていたため、レイプ被害後の記憶である同⑦のタイミングで送信したと考え、その結果、同⑦の場面や感情と上記LINEを結びつけるという混同が生じてしまったのです。

第4 最後に

私は、谷氏から性被害を受けた後、現在でも、抗うつ剤の服用が必要になったり、夜は睡眠導入剤を服用しないと眠ることができないなど精神的に不安定な状況が続いています。街中でフラッシュバックやパニック状態に陥ることもありますので、頓服薬も常時携帯しています。別件訴訟では上記の経過により

和解しましたが、私が谷氏から受けた性被害のことを考えると、今でも谷氏のことを到底許すことはできません。

私は、谷氏から受けた性被害を告発したことを、後悔していません。特に匿名ではなく、実名で告発したことにより、今後、同じような性被害が少しでも起こりづらくなり、また、同じような被害に苦しんでいる人たちに少しでも勇気を与えることができたのであれば、それだけで意味があったと思います。

別件訴訟の裁定和解（乙 45）は、①セクハラ被害については、被害者の同意があったとは認め難いため「不法行為責任が生じ得る」としつつ、②レイプ被害については立証の困難性や時効の問題を根拠に「不法行為責任を追及するのは困難」とした上で、谷氏に対して一定の責任を取らせるというバランスをとったものでした。私は、レイプ被害の存在は確信しているものの、法的な責任追求が困難であることは代理人弁護士から聞いていましたし、セクハラ被害についての谷氏の主張（同意があったから問題ない）が認められるはずがないことが明らかになったと理解したので、裁定和解をお受けすることとしました。

ところが、谷氏は、裁定和解が成立するや否や、裁判所がセクハラ被害もレイプ被害も否定した、つまり、私の告発が虚偽であったという誤った理解を前提に、私の告発を取り上げてくれたメディアに対して名誉毀損訴訟を提起するに至りました。性被害の告発に対する言論封殺に他ならず、許せません。なお、谷氏は、直近でも同趣旨のことをXに投稿し、私の告発が「虚偽」であったとの主張を展開しています（乙 75、乙 76）。

私が谷氏から性被害を受けたことは間違いのない事実であり、誰にも変えられない過去です。本訴訟において、谷氏の主張が認容され、私の告発をメディアが取り上げたことが違法となってしまうとすれば、告発した事実そのものが社会から消滅してしまうと思います。そして、今後の性被害の告発やその報道に対しても、これらをためらわせる重大な萎縮効果が生じることは疑いあ

りません。裁判所においては、公正なご判断を賜りますようお願いしたいと存じます。

以上